

焼津市認可外保育施設利用者補助金のご案内

事業概要

保育を必要とする乳幼児が、市が認める認可外保育施設（企業主導型保育施設を含む。以下、「認可外保育施設」という。）を利用した際の月額保育料の一部を補助します。

補助の要件

- 1 通園児及び保護者が市内に住所を有し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- 2 通園児の保護者は、焼津市の保育の実施基準に該当していること。
（※保育の実施基準は、保育園の入所基準と同じです。）
- 3 認可外保育施設を月単位で利用していること。
- 4 焼津市立幼稚園及び焼津市認可保育所の保育料を滞納していないこと。

認可外保育施設の要件

- 1 児童福祉法第 59 条の 2 第 1 項に規定する施設であって、同項の規定により届出をしている施設であること。
- 2 認可外保育施設指導監督基準に概ね適合する施設または企業主導型保育事業費補助金実施要綱第 3 に基づき行う保育事業を実施する施設であること。
（※令和 6 年度より、企業主導型保育施設の従業員枠の利用者（第 2 子以降に限る）を新たに対象に追加しました）

【参考】焼津市に所在する要件を満たす認可外保育施設

- ・常緑保育園
- ・JA おおいがわ茶果菜保育園とよだ
- ・にしやいづ保育所
- ・岡本石井病院保育所「Nature Kids」
- ・プティ焼津園
- ・保育園たあそびさん
- ・ガジュマル保育園
- ・保育園ミモザ

補助金額

- (1) 補助対象通園児が3歳以上児及び住民税非課税世帯の3歳未満児
補助対象者が認可外保育施設に支払った月額保育料基本額と子ども・子育て支援給付に係る施設等利用費上限額の差額
- (2) 補助対象通園児が住民税課税世帯の3歳未満児
補助対象者が認可外保育施設に支払った月額保育料基本額と当該補助対象者に係る補助対象通園児が認可保育所に入所した場合に当該補助対象者が負担すべき利用者負担額の差額

ただし、補助金額の月額は52,500円（企業主導型保育施設の従業員枠利用の場合、月額19,000円）を上限とします。（100円未満切り捨て）

【補助金算定方法】

- (1) 補助対象通園児が3歳以上児及び住民税非課税世帯の3歳未満児
(支払った月額保育料－無償化補助上限額) × 月数 = 補助金額
- (2) 補助対象通園児が住民税課税世帯の3歳未満児
(支払った月額保育料－認可保育所の月額保育料) × 月数 = 補助金額

申請方法

1 申請書類

- (1) 焼津市認可外保育施設利用者補助金交付申請書（第1号様式）
 - (2) 就労証明書等保育を必要とする証明書類（支給認定証不可）
- ※ 申請書を訂正する場合は必ず訂正印をお願いします。
- ※ 申請時には必ず印鑑を持参してください。郵送での申請も可能ですが、不備がある場合はご来庁いただく場合があります。

2 申請期間

令和7年2月25日（火）まで

※申請期間以降入園の場合も対象者の受付は行います。

3 提出先

〒425-8502

焼津市本町二丁目16番32号（本庁舎2階）

焼津市保育・幼稚園課 保育・幼稚園担当 TEL 054-626-2772